

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度 (2019年度)
計画主体	産山村

産山村 鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産山村役場経済建設課農林係
所在地	阿蘇郡産山村大字山鹿 488 番地 3
電話番号	0967-25-2213
FAX番号	0967-25-2864
メールアドレス	ubuyama@ubuyama-v.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタを含む）、ニホンジカ、カラス類、サギ類
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	産山村

(注) 以下、「イノシシ（イノブタを含む）」は「イノシシ」と表記する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度（2018年度））

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	267千円 1.26ha
ニホンジカ	樹木（スギ、ヒノキ）	1,517千円 28ha
カラス類	ビニールハウス	250千円 0.25ha
サギ類	鯉（水稻）	60千円 4ha
	ヤマメ	45千円

(2) 被害の傾向

本村の野生鳥獣による農作物等の被害は、平成30年度（2018年度）で3,584千円の被害が出ている。

イノシシによる被害については、水稻や露地野菜などで多発している。特に7～10月にかけての水稻への被害が著しい。水稻周辺に電気柵設置を行っているが、電気柵に慣れてきたイノシシも出てきているため、水稻被害が発生しており、被害の減少に至っていない。また、田畑の畦畔や道路脇の法面の破壊など、農作物以外での被害も続いていることから今後も重点的に対策を講じる必要がある。

ニホンジカについては、20年前まではほとんど目撃されることがなかったが、近年は頻繁に目撃されるようになったうえに、被害報告が相次いでいるという状況である。被害の内容としては、ヒノキの樹皮をはぐ被害や生育期の水稻の踏み倒しと食害などが発生しており、早急な対策が必要である。

カラス類による被害については、村の新規就農施設のビニールハウスが毎年被害を受けており、追い払い等の活動が必要な状況である。

サギ類については、米の無農薬栽培のため農家が鯉農法に取組み始めた平成8年度から目撃例が多くなり、近年は稲作の鯉農法の鯉や水稻または中山間地域等直接支払制度で魚類の保護として放流されるヤマメに被害をもたらすようになった。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
被害金額	2,139千円	1,497.5千円	30%
被害面積	33.5ha	23.37ha	

【別記】 対象鳥獣ごとの被害軽減目標

[イノシシ]

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
被害金額	267千円	187千円	30%
被害面積	1.26ha	0.9ha	

※イノシシの現状値及び目標値は、農業共済組合への照会結果に基づき算出。

[シカ]

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
被害金額	1,517千円	1,062千円	30%
被害面積	28ha	19.6ha	

[カラス類]

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
被害金額	250千円	175千円	30%
被害面積	0.25ha	0.17ha	

[サギ類]

指 標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)	軽減率
被害金額	105千円	73.5千円	30%
被害面積	4.00ha	2.80ha	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>猟友会員の中から『産山村鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）』を組織し、有害鳥獣捕獲を行ってきた。実施隊の隊員（以下、「実施隊員」という。）の高齢化が懸念されているため、狩猟免許取得のための周知を行い、免許取得者には猟友会及び実施隊に加入してもらうよう働きかけを行っている。</p> <p>特に捕獲することに重点を置き、年間を通してイノシシ、ニホンジカの捕獲に対して報償金を支払っている。</p> <p>捕獲報償費 イノシシ：15,000円／頭 シカ：10,000円／頭</p>	<p>実施隊員の高齢化による捕獲従事者の減少が懸念されており、実施隊員の労力の軽減を図る必要がある。</p> <p>また、今後も更なる実施隊員の確保を行う必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>中山間地域直接支払交付金事業や個人対応で電気柵の整備を行っている。</p> <p>中山間地域直接支払交付金事業の要件に該当しないほ場については、村単独補助金にて支援を行っている。</p> <p>平成30年度及び令和元年度については、中山間地域所得向上支援対策事業に取組み、2年間で電気柵31,198m、ワイヤーメッシュ柵8,600mを設置し、面積にして71.45haの農地に侵入防止柵を整備した。</p>	<p>侵入防止柵一偏の対策とならないよう、緩衝帯となる耕作放棄地の整備や周辺林地の整備が必要である。</p> <p>このため、農業者個人及び集落の自己防衛意識の向上を図る必要があるが、高齢化と後継者不足により、耕作放棄地の解消や林地の下刈り等が困難な状況である。</p>

(5) 今後の取組方針

本村における被害防止対策は、効果的な捕獲と被害発生を抑止に重点を置く。

効果的な捕獲については、担い手（実施隊員）を確保するため、わな猟の免許取得を奨励し、箱わなの購入を行うとともに実施隊員への貸出を行う。

また、生息域における生息数の把握に努め、被害発生を予察するとともに、周辺市町村との連携を強化する。

被害発生を抑止については、鳥獣被害防止総合対策事業及び中山間地域所得向上支援対策事業等の国庫事業を活用し、侵入防止柵の普及を図る。加えて、耕作放棄地の管理や、山林・竹林の整備等を推奨し、緩衝帯としての利用を促進することにより、イノシシやニホンジカが集落に近寄りづらい環境づくりの啓発を行う。このために、モデル地区を設置し、えづけSTOP！鳥獣被害対策事業（県単事業）の取組についても推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ、産山村猟友会が推薦する産山村猟友会員のうち村長が任命するもので実施隊を組織し、産山村鳥獣被害防止対策協議会と連携をとり、有害鳥獣被害を減少させる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R2 ～ R4	イノシシ ニホンジカ	わな猟新規狩猟者確保及びわな設置講習会の実施 実施隊員への箱わなの貸出し ICT捕獲技術の導入
	サギ類 カラス類	実施隊による一斉捕獲、追い払いの実施 集落における防衛の啓蒙

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>年間におけるイノシシの捕獲数は、平成28年度が344頭、平成29年度が304頭、平成30年度には345頭と高い数値で推移しており、引き続いて被害の発生が懸念されている。そのため、今後も捕獲を強力に推進する必要があると考える。よって、捕獲計画は380～450頭とする。</p> <p>ニホンジカの捕獲状況は、平成28年度が59頭、平成29年度が58頭に対し、平成30年度が105頭であり、大きく増加している傾向にある。農作物への被害報告も増加している状況にあるため、捕獲を推進する必要がある。また、第二種特定鳥獣管理計画に基づき目標である生息密度0頭/km²を達成するため、捕獲計画は110～150頭とする。</p> <p>他の野生鳥獣についても、近年の捕獲実績や出没状況、被害状況から個体数の増加が推測される。この点を踏まえ、現状に則した捕獲計画を設定する。</p>	

対象鳥獣	年間捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	380	400	450
ニホンジカ	110	130	150
カラス類	50	50	50
サギ類	20	20	20

捕獲等の取組内容
イノシシ・ニホンジカについては銃器と箱わなによる捕獲、カラス類・サギ類については銃器による捕獲を行う。被害が慢性化している地域や、過去に大きな被害が発生した地域にあつては予察捕獲の導入を行う。なお、いかなる場合においても法を堅守し、重大事故の防止はもちろんのこと、地域住民の理解と協力を得られるよう努めることとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
カラス・サギ類について、有害鳥獣駆除期間の4月～10月に捕獲従事者に許可証を発行するものとする。ただし、地域住民等より被害報告がある場合には、上記期間以外についても許可証を発行する。 また、プレチャージ式の空気銃（エアライフル）の活用を検討し、対応する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
産山村 村内一円	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンジカ	中山間地域等直接支払制度対策等にて電気柵の整備を行う。 鳥獣被害防止総合対策事業及び中山間地域所得向上支援対策事業等の整備事業を活用し、侵入防止柵を設置する。	中山間地域等直接支払制度対策等にて電気柵の整備を行う。 鳥獣被害防止総合対策事業及び中山間地域所得向上支援対策事業等の整備事業を活用し、侵入防止柵を設置する。	中山間地域等直接支払制度対策等にて電気柵の整備を行う。 鳥獣被害防止総合対策事業及び中山間地域所得向上支援対策事業等の整備事業を活用し、侵入防止柵を設置する。

(2) その他被害防止に関する取組

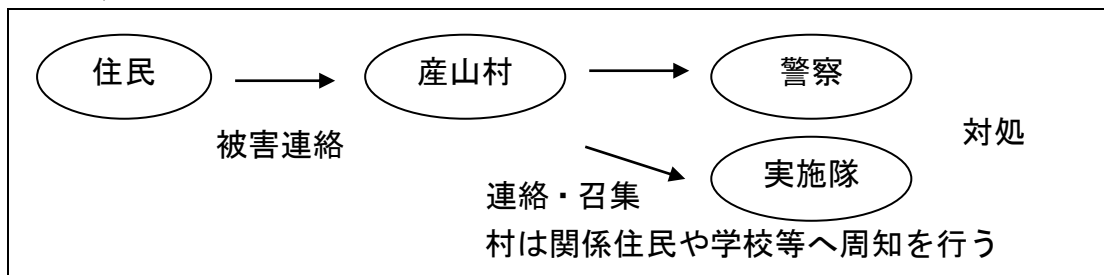
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	カラス類 サギ類	繁殖期等に鳥脅しの設置 一斉駆除活動
	イノシシ ニホンジカ	被害防除対策研修会の実施 ICT捕獲技術の推進 電気柵及びワイヤーメッシュ柵の維持管理 緩衝帯の設置指導・普及啓発 えづけSTOP！（県単事業）の推進
令和3年度	カラス類 サギ類	繁殖期等に鳥脅しの設置 一斉駆除活動
	イノシシ ニホンジカ	被害防除対策研修会の実施 ICT捕獲技術の推進 電気柵及びワイヤーメッシュ柵の維持管理 緩衝帯の設置指導・普及啓発 えづけSTOP！（県単事業）の推進
令和4年度	カラス類 サギ類	繁殖期等に鳥脅しの設置 一斉駆除活動
	イノシシ ニホンジカ	被害防除対策研修会の実施 ICT捕獲技術の推進 電気柵及びワイヤーメッシュ柵の維持管理 緩衝帯の設置指導・普及啓発 えづけSTOP！（県単事業）の推進

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
産山村	迅速に実施隊を召集し、早急に対処を行う。 関係集落住民や学校等への周知を行う。
産山村鳥獣被害対策実施隊	召集があれば迅速に現場に向かい対処する。
警察	住民の安全を考慮し、対処・誘導等を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	産山村有害鳥獣対策協議会
--------	--------------

構成機関の名称	役割
産山村経済建設課	事務局、協議会に関する連絡・調整等に関すること
産山村農業委員会	村全体の被害状況の把握等に関すること
産山村猟友会	鳥獣の捕獲や狩猟免許等に関すること
阿蘇農業協同組合	営農指導や情報提供等に関すること
地域の代表者	各地域の被害状況の把握、集落における自己防衛意識の啓蒙に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局 農林部農業普及・振興課、林務課	近隣市町村の対策状況、助言等に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>実施隊設立日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日 <p>実施隊の隊員資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村長が村職員のうちから指名する者(2人)。 ・被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ、産山村猟友会が推薦する産山村猟友会員のうちから村長が任命する者(40人)。 ・経済建設課長を隊長に任命し、隊長は実施隊の業務を総括する。 <p>実施隊の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に迅速に現場に向かい対処を行う。 ・被害防止計画に位置づけられている鳥獣の駆除や追い払い活動を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>有害鳥獣の生息調査及び生態調査等は、必要により外部の専門機関に委託して実施する。</p> <p>また、必要に応じて、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者を活用し、実施隊員の負担軽減及び捕獲体制の強化を図る。</p>
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は現地に放置することなく回収する。埋設する場合は、環境に影響を与えないよう適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・ニホンジカについては、捕獲個体の有効利用及び更なる捕獲の推進を目的として、食肉及び皮革としての利活用について、施設整備及び流通先等を含めて今後検討を行うものとする。

ただし、特に野生鳥獣には病原体や寄生虫が存在している可能性があるため、と畜については厳重な衛生的処理が必要であることを考慮し、関係機関等と十分に調整を行ったうえで慎重に推進するものとする。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施にあたり、捕獲及び防除技術等に関する情報収集を積極的に行い、実施隊・協議会と連携をとり被害防止に努める。

捕獲については、出産期を迎える前の春先に一斉捕獲を実施し、個体数の減少を図る。また、隣接する市町村とも連絡をとり、市町村境及び県境にとらわれない広域的な連携も視野に入れる。

そして、農業者だけでなく集落単位での自己防衛意識の向上を推進し、農作物の被害減少を図る。

別添資料

【過去3年の被害状況及び捕獲許可申請件数と捕獲実績】

年度	鳥獣名	被害状況	捕獲実績
H 2 8 年度	イノシシ	水稲 2,303 千円 9.82ha	344頭
	シカ	樹木(スギ、ヒノキ) 704 千円 13ha	59頭
	カラス類	ビニールハウス 100 千円 0.1ha	
	サギ類	鯉 40 千円 3ha ヤマメ 38 千円	2羽
H 2 9 年度	イノシシ	水稲 2,814 千円 12ha	304頭
	シカ	樹木(スギ、ヒノキ) 1,246 千円 23ha	58頭
	カラス類	ビニールハウス 200 千円 0.2ha	
	サギ類	鯉 40 千円 3ha ヤマメ 62 千円	2羽
H 3 0 年度	イノシシ	水稲 1,642 千円 7ha	345頭
	シカ	樹木(スギ、ヒノキ) 1,517 千円 28ha 水稲 70 千円 0.3ha	105頭
	カラス類	ビニールハウス 250 千円 0.25ha	2羽
	サギ類	鯉 60 千円 4ha ヤマメ 45 千円	8羽